

会員規約

第1条（定義）

本規約によって定める条項は、NSフィットネスが運営・管理するジムに適用されるものとします。

第2条（目的）

本クラブは、会員及び会社が認めた方が施設を利用することにより、心身の健康増進を図ると共に会員相互の品格ある交流の場を提供することを目的とします。

第3条（入会資格）

本クラブの入会資格は下記のとおりとします。

- 1.本規約および本クラブの諸規則を遵守する方（なお未成年の場合は、親権者の同意を必要とします）
- 2.医師等により運動を禁じられておらず本クラブの利用に支障が無いと自己責任において申告された方
- 3.妊娠中でない方
- 4.伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方
- 5.本クラブが適当と認めた方

第4条（諸規則の遵守）

- 1.会員は、本規程、および本クラブの定める諸規則を遵守しなければなりません。
- 2.施設の具体的利用にあたっては、本クラブの指示に従わなければなりません。

第5条（入場の禁止及び退場）

本クラブは、下記の各項に該当する方の入場を禁止または退場を命じることができます。

- 1.本規約および本クラブの諸規則を遵守しない方
- 2.医師等により運動を禁じられている方
- 3.妊娠中の方
- 4.伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方
- 5.酒気を帯びている方
6. 本クラブが不適當と認めた方

第6条（退会）

- 1.会員が自己都合により本クラブを退会する場合は、本クラブが定めた期日（当月退会の場合、10日まで）書面により手続きを完了しなければなりません。（電話等による申し出は受け付けられません）
- 2.前項の手続き後、退会届に記載の退会日をもって退会とします。
- 3.会費、利用料等が未納の場合は、第1項の退会届の提出までに完納しなければなりません。
- 4.退会月の会費は、退会が月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。
- 5.会員が自己都合により会費を2ヶ月間以上滞納した場合は、退会扱いとします。ただし、滞納分については全額支払わなくてはなりません。

第7条（会員資格の停止および除名）

本クラブは会員が次の一つに該当すると認めた場合は会員資格の停止、または除名することができます。

- 1.本クラブの名誉、信用を傷つけたとき。
- 2.本クラブの施設を故意に破損した場合。
- 3.本会則、その他本クラブの定める諸規則に違反した場合。
- 4.会費その他の債務を滞納し、会社からの催促に応じないとき。
- 5.入会に際して会社に虚偽の申請をしたと判明したとき。
- 6.本クラブの運営秩序を乱したり、他の会員に迷惑となる行為をしたとき。
- 7.その他、会員としてふさわしくない言動があったと、本クラブが認めたとき。

第8条（資格喪失）

会員は次の場合その資格を喪失します。

- 1.退会
- 2.死亡
- 3.除名
- 4.運営上重大な理由により本クラブを閉鎖したとき。

第9条（会員資格の譲渡）

本クラブの会員資格は、本人限りとし、譲渡もしくは相続その他包括承継できません

第10条（会費およびその他の料金）

- 1.会員は別途定める会費およびその他の料金を本クラブに支払わなければなりません。
- 2.会員は会費およびその他の料金を所定の方法で、所定の期日に会社に支払わなければなりません。また、期限経過後の会費・その他料金は理由を問わず返還いたしません。
- 3.利用の有無にかかわらず、書面にて退会手続きを完了した月までの会費のお支払いが必要となります。
- 4.不正利用が発覚した場合、都度二万円請求させていただきます。

第11条（休業・休館）

本クラブは、次の理由により施設の全部または一部を休業することがあります。

- 1.気象、災害等により会社が営業を不可能と認めるとき。
- 2.施設の点検、補修または改修をするとき。
- 3.法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ざる事由が発生したとき。
- 4.その他休業を必要と認めるとき。

第12条（事故責任）

本クラブで会員本人又は第三者に生じた人的物的事故については、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、会社は一切損害賠償の責を負いません。

第 13 条（盗難および紛失）

会員が本クラブの利用に際して生じた盗難および紛失については、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、会社は一切損害賠償の責を負いません。

第 14 条（会員の損害賠償責任）

会員が本クラブ内において自己の責に帰すべき事由により、本クラブまたは第三者に損害を与えた場合は、会員はその賠償の責に任ずるものとします。

非会員につきましても、不正利用等や迷惑行為等で本クラブに損害を与えた場合は、賠償の責に任ずるものとします。

第 15 条（解散）

- 1.本クラブは止むを得ざる事情による場合、3ヶ月前の予告をすることにより解散することができます。
- 2.解散の理由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。
- 3.解散の場合、本クラブは会員に対し、特別な補償は行いません。

第 16 条（個人情報の取扱いについて）

当社は、下記の目的のため、会員の住所、氏名、年齢、性別、電話番号などの個人情報を利用いたします。

- 1.当社において取り扱う商品、サービスなどあるいは各種イベント、キャンペーンなどの開催についての、郵便、電話、電子メール、面談などの方法によるご案内。
- 2.顧客満足度向上策検討のための、電子メールなどの方法によるアンケート調査の実施。

第 17 条（会員情報の第三者提供について）

会員の個人情報について下記目的で第三者に提供することに同意いただきます。

- 1.申込書に記載された個人情報については、当施設の利用および会費等の支払いに関して使用するため、金融機関およびファイナンス等の代行業者に提供すること。
- 2.会員からお預かりした個人情報は安全な管理体制の下で管理し、業務委託する委託会社に開示する場合及び法令に基づく開示など正当な理由がある場合以外は、第三者に開示・提供いたしません。

第 18 条（本規約その他の諸規則の改定）

本クラブは、本規約、細則、利用規定、その他本クラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力はすべての会員に適用されます。

第 19 条（会員証の取り扱いについて）

IC 会員証は本人様のみ使用でき、会員証には個人情報が入力されています。

紛失時には速やかに再発行をお願いします（再発行料 ¥1500）

退会の場合、会員証を返却もしくは、各自治体で定められている廃棄方法で処分して下さい。

再復帰をされる可能性がある場合はご自身で保管してください。

また、会費が未納の場合は自動的に使用できなくなります。不正利用が発覚した場合、然るべき対応を取らせて頂きます。迷惑行為等があった場合、強制的に退会となります